平成２１年（フ）第５７１号
横浜市旭区中沢２丁目13番11号　村山荘202号室
債務者　早川奈緒美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０６５号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番１―212号
債務者　鈴木友紀子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０６６号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番１―212号
債務者　鈴木　啓子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０７２号
神奈川県藤沢市宮前429番地の２
債務者　清野　善秀
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第９７号
愛媛県四国中央市妻鳥町60番地２　いつきマンション103号、旧住所愛媛県今治市湯ノ浦14番地
破産者　奥田　文弘
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１号
宮城県登米市中田町石森字加賀野２丁目10番地１
破産者　尾崎すげ子
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第１６５号
埼玉県比企郡滑川町月の輪１丁目14番地10
破産者　長谷川達郎
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１６６号
埼玉県比企郡滑川町月の輪１丁目14番地10
破産者　長谷川紀子
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第６３５号
奈良市三条大路２丁目１―76　プレナコート404、住民票上の住所京都市伏見区醍醐平松町２番地の１　レックス伏見東308号
破産者　瀬川　　真
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６号
山口県岩国市岩国４丁目６番28号、開始時の住所山口県岩国市多田２丁目111―４　ＤＥＡＲＣＯＵＲＴ―Ｉ304
破産者　羽村　敏美
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第９８号
高知市高須２丁目19番35号
破産者　有限会社廣末龍吉商店
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２３８号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸382番地14
破産者　有限会社奈良工務店
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１４号
茨城県水戸市柳町２丁目４番17号
破産者　夏坂　英俊
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第１７号
茨城県水戸市元吉田町3024番地の１
破産者　夏坂　トシ
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第５７号
徳島県美馬市穴吹町穴吹字奈良坂87番地７
破産者　森西　貞雄
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成１９年（フ）第３０４号
山口県山口市徳地堀539番地１
破産者　吉岡　治美
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成１９年（フ）第１２９号
山口県岩国市門前町２丁目59番６号、開始時の住所山口県岩国市山手町２丁目58番16号
破産者　西川　桂子
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部